

行政常任委員会会議録

平成 29 年 11 月 29 日（水曜日）
午前 10 時 30 分開議
5 階委員会室

◎日程

1 教育課

- (1) 夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 石炭博物館大規模改修に係る設計変更について
- (3) 幼稚園バスの売却について

2 建設課

- (1) 拠点複合施設の建設用地について

3 産業振興課

- (1) ユーパロの湯の休業について

4 保健福祉課

- (1) 「夕張市民公開講座」の開催について
- (2) 介護保険事業所の休止について
- (3) 企業主導型保育事業の開設について
- (4) 市立診療所等の移転改築について

5 総務課

- (1) 退職手当支給条例の一部改正について
- (2) 第 48 回衆議院議員総選挙並びに第 24 回最高裁判所裁判官国民審査の結果について

6 財政課

- (1) 財政再生計画 12 月変更について
- (2) 12 月補正予算について

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君

君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

（大山委員長）

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに、議長が出席されております。

理事者側からは両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。教育課、建設課、産業振興課、保健福祉課、総務課、財政課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【教育課】

1. 夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 石炭博物館大規模改修に係る設計変更について
3. 幼稚園バスの売却について

（大山委員長）

それでは、教育課より報告を受けてまいります。

（教育長）

おはようございます。

教育課からでございますが、そこに記載してあります3項目について係からご報告を申し上げたいと思っております。

（堀主幹）

それでは説明させていただきます。

（1）夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

1 ページ、資料 1 をごらんください。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針により、これまで市町村が支給認定を行った際に、保護者に対し交付される支給認定証については、制度上、特定教育・保育施設を利用する際に提示し、特定教育・保育施設において施設型給付費等の算定のために必要な各種情報を確認するため用いることとされておりました。

平成 29 年 4 月 1 日付けで、子ども子育て支援法施行令及び子ども子育て支援法施行規則が一部改正され、支給認定証法については保護者からの申請があった場合のみ行う任意交付化となったところでございます。

当該改正に伴い、同日付けで特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことから、当該内閣府令を根拠法として、本市で制定している条例の一部を改正するものでございます。

次に、(2)石炭博物館大規模改修に係る設計変更について、ご報告いたします。

2 ページ、資料 2 をごらんください。

本年度実施しております石炭博物館の大規模改修工事において、工事を実施している中で新たに改修しなければならない箇所等が発生したため、予算の範囲内で必要な箇所に係る経費について設計変更を行うものであります。

予算額 4 億 9,490 万 9,000 円に対し、変更後の契約額の総額は 4 億 9,392 万 7,200 円となるものでございます。

工事内容により、全部で四つに分けて契約しており、各工事の詳細につきましては記載のとおりでございますので、ご確認お願いいたします。なお、建築主体工事については 1 億 5,000 万円以上の工事であり、6 月議会において議決を得ており、今回の設計変更につきましても 12 月議会に議案として提出する予定でございます。

変更契約予定日は本年 12 月 14 日を予定しております。また、石炭博物館の今後についてですが、現在指定管理者制度を活用した管理運営について協議をしているところで、来年 4 月下旬からのゴールデンウィークをめぐりにオープニングセレモニーを開催する予定でございます。

次に、(3)幼稚園バスの売却についてご説明いたします。

3 ページ、資料 3 をごらんください。

本年 9 月に、北海道日本ハムファイターズから幼稚園バスが寄贈されたことに伴いまして、不要となった幼稚園バスをヤフー官公庁オークションを利用し、売却するものでございます。バスの概要については記載のとおりです。

なお、順調にいけば来年 2 月 26 日に入札が締め切られ、3 月末までには処分ができる予定でございます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

次は、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(千葉委員)

幼稚園バスの売却なのですけれども、オークションですので教育委員会のほうで最低価格等は設定するのかどうか。

(堀主幹)

設定する予定でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育課を終わります。

【建設課】

1. 拠点複合施設の建設用地について

(大山委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けてまいります。

(建築課長)

私のほうから建設課、拠点複合施設の建設予定地についてということで報告させていただきます。

拠点複合施設の建設用地についてであります。資料 1 の 1 をごらんください。

拠点複合施設の建設用地につきましては、本年 5 月に将来の都市拠点整備エリアを市営住宅の建て替えや民間賃貸住宅、商業、学校等がある南清水沢地区駅周辺の国道を中心に、半径 200 メートルに設定し、このエリアの中で建設用地を選定してきたところであります。

選定のポイントとしては一つ目、拠点複合施設建設基本計画の施設予定規模の面積が最大 2,000 平米であり、駐車場用地、道路などを含めると一定程度まとまった面積が必要ということが 1 点。

二つ目、拠点複合施設が子ども子育て機能や公民館機能、公共交通の発着を行う交通結節点機能を持たせることから、市民が利用しやすいようにアクセスできる利便性という 2 点を中心に検討してきたところであります。

その検討の中で、民有地ではありますけれどもまとまった面積があり、現

在使用されていない農地があったことから地権者と交渉を重ねてきたところ
であります。土地取得に向けて、今回一定程度の合意を得られましたので、
南清水沢 4 丁目の約 1 万 3,200 平米の取得に向けて進めていきたいというふ
うに考えております。

資料 1 の 2 をごらんください。

位置は図のとおりであります。真ん中の道路が国道 452 号線になります。
現在、取得予定地と国道からの間には、JR、鉄道用地が走っておりますが、
本市としては廃線協議の中で廃線後の将来構造として、国道からもアクセス
ができ、利便性が向上できるよう考えております。

資料 1 の 3 は用地図となっております。

なお、今後のスケジュールとしては、平成 30 年 3 月取得に向けて進めてい
きたいと考えております。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(議長)

どうもお疲れさまでございます。

それで、先ほどご説明いただいたような状況で、これまで拠点複合施設の
建設用地については、この半径 200 メートルというところで、その中でも具
体的に今回、お示しをしていただきました場所については未使用の農地で、
一定程度合意を得られたということなのですが、その中で土地の取得の方法
なのですが、先ほどほかの所有者が違う部分のお話もありましたけれども、
今回この土地を取得する部分については拠点複合施設の建設に必要な土地
ということで取得をするということになるのでしょうか。

(建設課長)

この土地については、拠点複合施設の建設用地のみということになります。

(議長)

わかりました。

そうしますと、例えばこの土地についてはいわゆる公共の事業ということ
になると思うのですが、そういったいわゆる土地の取得について、特
段何かこの地域であるとかに対して、配慮しなければならないことというの
はありますか。

(建設課長)

その部分については今後、今基本設計を行っているところで、用地それと拠点複合施設の施設については来年 1 月以降に説明会を開きたいというふうに考えてございます。

(議長)

わかりました。

それで、その説明会なのですけれども、これは説明の内容としてはこの土地の利用の仕方についてお諮りといいたいでしょうか、そのご説明をするという説明会になるのかどうかということと、それとその説明会について現段階でどの程度の規模で実施をしていこうかということが検討されているようでしたらお願いしたいと思います。

(建設課長)

説明の中身としては、この土地の拠点複合施設としての活用の仕方ですね。それと配置。それと、基本設計にはない、施設自体の機能については説明したいというふうに考えております。

説明の規模については、ちょっとまだ検討中で、何回やるなり、どこでやるというのはちょっと今、年明けに向けて整理、検討していくという予定にしております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【産業振興課】

1. ユーパロの湯の休業について

(大山委員長)

それでは、次に、産業振興課より報告を受けてまいります。

(産業振興課長)

それでは、私のほうから夕張温泉ユーパロの湯の休業について、ご説明をさせていただきます。

このたび、ユーパロの湯から平成 29 年 11 月 16 日木曜日から当分の間休業したい旨の申し出があり、市といたしましても休業はやむを得ないものと考えたところであります。

休業の期間についてであります、平成 29 年 11 月 16 日木曜日から当分の間としておりますが、ユーパロの湯は 12 月中には再開したいということであり
ます。

休業の理由でありますけれども、レストランの料理関係者が病気のため、
人手が足りないことに加え、11 月から年末までは閑散期ということもあり、
レストランを閉鎖することにより収入が見込めないというようなことであり
ます。

ユーパロの湯につきましては、温泉温浴施設のほかに、レストランを運営
していくところではありますが、当面、料理人の料理関係者が少ない中、メニ
ューを半減させて営業をしておりましたが、売り上げが伸びないことに加え、
従業員の対応が厳しくなったということが休業への大きな要因となったとい
うことでもあります。

当課といたしましても、休業につきましては再開後の営業にも影響が大き
いと考えており、今後の観光戦略の上からも早い再開を望むものであります。

休業につきまして、市民周知につきましてはユーパロの湯の玄関への張り
紙、また市ホームページで周知を行っているところであります。

私からは以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(君島委員)

質問いたします。

以前お聞きしたときはポンプの故障ということだったのですが、この辺は
もう修繕修理は終わっているのでしょうか。

(産業振興課長)

ポンプの故障等もあつたことはありました。それにつきましては、現在は
修復はされていると聞いております。

(君島委員)

現在、温泉が休業に伴い、老健虹ヶ丘への温泉の供給についての今後の影
響について、わかる範囲でお願いします。

(産業振興課長)

今現在、温泉施設は休業しておりますけれども、温泉水については源泉か
ら十分な量が出ております。老健施設とも連絡を取りながら、問題があれば
すぐ連絡をいただくような形にはしておりますし、現在のところは何も問題

は起きていないというところであります。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(小林委員)

ただいま説明を受けたところで、休止をしているという旨、市民周知の話もありましたけれども、当然このことに関しては28日の道新のほうにも示された部分があるのだと思いますけれども、当然あそこには動物も飼っておられた部分に引き取り手ができたという部分ですけれども、これらについては当然、今までそういう動物も集客の部分でもあったのかなと思います。

今後、再開を考えているというのであれば、こういうものの考え方も今どのような状況になって、例えば再開したら戻すのだよとか、そういう考えもあるかと思えますけれども、当面はどのようなことでこれから進んでいくのかというのがもしわかる範囲であればお願いいたします。

(産業振興課長)

今のご質問にお答えいたしますが、動物についてはヤギとミニブタと猫だったかなと思うのですけれども、ヤギ、豚につきましては26日曜日に新たな飼育先に、現在引き取られているというような状況になっております。猫につきましては、施設の方が自分のところで猫を飼っているというような話はいたできております。

集客のために、このような動物を飼っていたと、家族ぐるみで温泉を利用していただければというようなことでの動物効果という感じだと思うのですけれども、再開後に当たってどうかということろまではまだ、ちょっとお話しはできません。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかに。

(千葉委員)

現在、休業中なのですけれども、従業員の対応等については、再開までの間の、もしわかれば教えていただきたいのですけれども。

(産業振興課長)

従業員の部分ですけれども、現在休業中ということでもありますので、雇用保険等の関係もありまして、一度解雇扱いにはしているというようなことでお聞きしております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(議長)

それでは、先ほどの説明以上のものはちょっとないのかなと思うのですけ

れども、一応この温泉施設ということで、これから12月、年末年始というところに入ってまいりますので、その観点でちょっとご確認をさせていただきたいと思うのですが、報告としては11月16日から当分の間ということで、見込みというものも今段階ではちょっと立ちにくいのかどうかという点と、それから施設について、例えば年末年始使えるのだろうかということも含めての問い合わせというのがあるのではないかなというふうに思うのですが、そのあたり企業さん側、あるいは市側としては現状どのような照会事項があるかということと、それから今後の対応についてですね、説明をお願いしたいと思います。

(産業振興課長)

今後の見込みというところですがけれども、先ほど説明をさせていただいたことしか今はないというところであります。

それと、施設に関しての問い合わせ等は、現在施設休業に入っておりますので、事務所等には人がいない状況という部分がありますので、固定電話が中にあるのですがけれども、現在そこが通じない状況になっておりますので、地域のほうには連絡が入ってきている状況であります。いつまで休むのだろうかというような、多少の不安があるということで、お電話をいただいている部分もあります。

あとは、業者さんですとか、そういうところからも固定電話がつながらないということがありますので、市のほうに照会があるということでありますけれども、その辺に関しましてはこちらのほうから、従業員さんの携帯電話の電話番号などをお教えして、連絡は取るようにしております。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業振興課を終わります。

【保健福祉課】

1. 「夕張市民公開講座」の開催について
2. 介護保険事業所の休止について
3. 企業主導型保育事業の開設について
4. 市立診療所等の移転改築について

(大山委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課でございます。当課から 4 点、説明をさせていただきたいと思
います。お手元の資料をごらんください。

まず 1 点目、夕張市民公開講座の開催についてということで、資料 1 をお
開きください。

夕張市民公開講座、市民のための生活習慣病講座。本年 9 月 25 日、北海道
大学病院と本市との間で締結した「住民の健康増進に関する連携協定書」に
基づき、北海道大学病院や夕張市医師会の先生方をお迎えして、次のとおり
公開講座を開催します。

日程ですが、12 月 17 日日曜日、午前 10 時半から 1 時間半程度。場所は老
人福祉会館。主催は北海道大学病院と夕張市。医師会の後援をいただきまし
て、出席者は病院長、寶金先生。医師会長、中條先生。それと市長。

なお、講演内容ですが、ちょっと黒くて見づらいですが 2 点あります。

まず、糖尿病という病気を今一度考えてみるということで、北海道大学病
院の中村先生をお迎えして講演を開催します。2 点目は、脳梗塞治療の一大革
命、時は脳なりと題しまして、同じく北海道大学病院の脳外の先生である長
内先生にお越しいただいて進めたいと思っております。

1 点目は以上です。

続いて、2 点目。介護保険事業所の休止についてということで、資料 2 をお
開きください。

事業所名ですが、若菜 3 番地、夕張社協指定訪問介護事業所アルファでご
ざいます。サービスの種類は訪問介護と障害者居宅介護。休止の年月日は本
年 12 月末。休止の理由は、人材確保が困難ということでございます。

なお、休止届については、指定権者である道に 11 月 30 日、明日ですか。
関係書類を提出する予定です。当該事業所については、平成 20 年 6 月からお
よそ 9 年以上にわたって介護サービス等にお力添えいただいたところです。
改めてお礼を申し上げたいと思います。

なお、休止によりサービスの受け皿確保に努めた結果、サービスを利用で
きないという世帯は発生しないと聞いております。

次に、報告事項 3、企業主導型保育事業の開設についてでございます。資料
3 をお開きください。

まず、経過についてです。本年 5 月に、市立診療所の指定管理者から、市
に企業主導型保育事業による医師住宅の使用承認申請があり、本件指定管理
業務の遂行のため必要と認め、あらかじめ使用を認めているものでございま
す。なお、指定管理者が本事業に取り組むことにより、子育て世代の医師、
看護師、介護士を初めとする専門職の雇用の強化につながり、ひいては安定

した地域医療体制の確保に資するものであります。

開設者は、指定管理者である医療法人社団豊生会。名称はこじか保育園と
いいます。所在地は、鹿の谷 2 丁目 13 番地、医師住宅が何件かあるのですが、
そのうちの 1 棟になります。開園日は月曜日から土曜日。日曜祝日は休み。
時間は、7 時半から 6 時半まで。対象となります子どもは豊生会の従業員の子、
あと提携企業、一般世帯の子、乳児から 6 歳児未満。定員は 8 名、うち 4 名
以上は豊生会の従業員及び豊生会の提携企業。利用料は、豊生会の職員は月 5,
000 円。その他記載のとおりでございます。定員については、先ほど申し上げ
たとおりです。現在の申し込み状況は、豊生会の従業員だけで合計 7 件に達
している状況でございます。

最後に、4 点目。市立診療所等の移転改築についてということで、資料 4
をごらんください。

初めに、検討協議会の次回開催についてでございますが、第 1 回目の市立
診療所等移転改築検討協議会は 6 月 28 日に開催し、出席をいただいた医師会
や指定管理者の委員の皆様からは、専門的な立場からさまざまなご意見をい
ただいたところでございます。その内容については、7 月に開催した行政常任
委員会で報告しておりますが、協議会の委員の方々のご意見を通じて、市内
北部の医療や、安定した医療の提供など、協議会における役割や機能などの
検討に関連してくると思われるさまざまな課題が見えてきたところでござい
ます。

現在、2 回目の開催に向けて、これらの課題への対応について整理をしてい
るところでございますが、移転改築に係る検討状況については今後も議会を
通じて、その都度報告をさせていただきたいと考えております。

次に、2 点目。今後のスケジュールについてでございます。移転改築に係る
スケジュールについては、さきに開催された行政常任委員会で報告しており
ます。その中で、今年度については基本構想、基本計画の策定を予定してい
たところでございますが、この業務は新しい市立診療所等の求められる役割
や機能について策定するものであり、業務の発注から実際の計画の策定まで、
およそ半年程度かかるものと見込んでおります。しかしながら、先ほど報告
させていただいたとおり、課題の整理に時間を要していることから、年度内
の実施は非常に厳しい状況となっております。つきましては、今年度予定し
ていた基本計画、基本構想等の策定を見送り、新年度において改めて関係予
算を盛り込む方向で対応したいと考えているところでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(小林委員)

私のほうからは、ただいま資料 4 で説明のあった市立診療所等の移転改築についての、この旨についてただいま説明をいただきました。この移転改築について、現在の検討状況を見ますと、新しい診療所については大変市民からの期待も大きく、また市民生活にも深く関係しているものと私は思っています。これらは、非常に認識としては重要なものであって、これまでの検討経過、これらも含めて何点か確認をさせていただきます。

初めに、今説明のあった中で、市立診療所等の移転改築協議会の次回の開催についてであります。ただいまの説明であります。現在、次回の開催に向けた課題を整理しているというところが今説明ありました。今の診療所、大変老朽化しております。現在の診療所の状況を見ると、これはなるべく早く検討を進めていく必要があると私は考えております。その中で、移転改築協議会の次回の開催予定時期について、どのように今考えておられるのかお聞きしたいと思います。

(保健福祉課長)

ただいまの小林委員のご質問にお答えします。

移転改築協議会の次回の開催についてであります。市立診療所の移転改築については、前に委員からご指摘があったとおり、市としても鋭意検討を進めているところでございます。なお、今後できる限り早期に課題の整理を行った上で、年明け以降に協議会は開催することで準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(小林委員)

この件につきましては、先ほど説明があったとおりに、逐一議会にも結果についての報告をいただくということなので、よろしくこれはお願いをしたいと思います。

もう 1 点は、社会医療法人の活用について説明がありましたけれども、これは課題の一つとして、安定した医療の提供について随時挙げられておりますが、そのためには社会医療法人の活用が私は不可欠であると考えております。特に、社会医療法人に期待するメリットの一つとして、診療科目の充実ですね、これが挙げられると思っておりますが、本年 4 月から新しい指定管理者となった中で、現在診療所における社会医療法人の活用状況をちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

(保健福祉課長)

ただいまの小林委員のご質問にお答えします。

現在の市立診療所における社会医療法人の活用についてであります。市立診療所は本年 4 月から、指定管理者となった豊生会のご尽力によって、これまで最初は 6 診療科があったのですが、札幌市内の医療機関からの医師の派遣ということもございまして、4 月からは耳鼻咽喉科、9 月からはさらに泌尿器科が新たに開設するということもあって、現在専門医療が充実しております。現在は、従って 8 診療科にふえており、こうした診療科には市立診療所に対して、市民の多くの方々が受診されているかなという状況にございます。

こういった診療科目の開設も、社会医療法人の制度の活用に関連するものであり、もちろん豊生会のご協力のもと、地域医療の確保ということにつながっているかと思えます。

市としましては、今後とも社会医療法人からの支援というのは必要不可欠というふうに考えており、移転改築にあつては僻地診療所の指定要件を満たすことが重要になると考えています。

以上です。

(小林委員)

ただいま説明をいただきました。特に、私どもも先ほどの申し上げましたとおり、市民の注目度の高いと思っております。その中で、市のふれあいトークにも若干その点について質問も出されていたと思っております。これらについて、先ほども申し上げましたとおりに進展、また結果がございましたら報告をお願いしたいと思います。

以上で質問を私は終わります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

私からは、先ほど課長のほうからもありましたけれども、7 月 14 日の行政常任委員会で報告がありました第 1 回目の検討協議会の議事概要、これが私たちにも示されました。その中で、豊生会の理事長のほうから、協議会の委員さんですけれども、市立診療所の移転後も北部の医療を継続できればという、こういうお話で、そしてその豊生会が独自に行うということではなくて、そこまでは詰めていないのだと、こういうお話がありました。私たちもちょっと振り返ってみると、同じ 6 月の第 2 回定例会の中で、市長の答弁の中で北部地域に豊生会がサテライト診療所の設置を検討していると聞いていると、こういうような旨の市長からの質問に対しての答弁がありました。この市長

の考え方と答弁の中身と、豊生会の理事長さんの思いというか、ここがちょっと食い違っているのかなというふうに私たちもちょっと心配しているところなのでけれども、このような経過の中で、市として北部へのサテライト診療所の設置について現状をお伺いしたいと思いますが。

(保健福祉課長)

高間委員のご質問にお答えします。

委員ご指摘のとおり、これまで議会、協議会等々でいろいろなこれまでのさまざまな議論があったかと思えます。こうした議論を踏まえて、次回の開催に向けて、先ほども申し上げた課題の整理を現在進めているところでございます。市としては、引き続き新しい診療所の移転改築については指定管理者である豊生会を初め、医師会などと適地に対して丁寧な説明、協議を行って着実に進めていきたいと考えています。

以上です。

(高間委員)

現状はちょっとわかりました。先ほど課長のほうからも課題の整理ということで、これが進まないことでまた次回の開催が、日程がとれないということもお聞きしました。そういうことで、本当にこの双方の意見を聞きながら仲介役として、また同じ目的に向かっていけるように努力をお願いしたいなと、こんなふうに思いますのでよろしく願いいたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

市立診療所等の移転改築検討協議会の関係でちょっと確認させていただきたいと思えます。

第1回目の協議会が開催されて以降の経過については、既に常任委員会でもご報告をいただいておりますし、今委員会の中でも各委員のほうからお話があったところでございます。

それで、私が確認をしておきたいのは、また次の協議会につながってまいりますので、きょう確認をしておきたいのが、先ほど説明の中でもありましたけれども基本構想、それから基本計画。これを次年度にということでございます。それで、その場合、以前いただいた協議会の進め方の資料等々から読みますと、市立診療所の基本計画を策定するための検討協議会ですよということですので、となりますと新年度以降、先ほども申し上げた基本構想、基本計画も新年度に送るということは、この協議会の設置も新年度も継続するという形になりますか。

(齋藤理事)

次年度の協議会の開催についてでございますが、この基本構想及び基本計画を策定するに当たりましては、新しい診療所は利便性が高く、機能的な施設にしなければいけないという観点から、どうしても専門的な立場からのご意見が大変重要に考えております。そのために、協議会につきましても、次年度も開催したいと考えているところでございます。

(議長)

わかりました。

そうしますと、基本構想、基本計画の策定でございますけれども、平成30年度に持ち越しとした場合に、大体いつごろこれを策定できるというふうに現段階で予定されているかどうかということなのですが。

(齋藤理事)

基本構想、基本計画の策定期間についてでございますが、本来であれば本年度策定するという予定でございました。それが来年度ということでございますので、先ほど課長よりお話ししましたとおり課題がいろいろございますが、こういったことをしっかりと整理しまして、来年度なるべく早い時期に着手できるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

(議長)

わかりました。

それで、先ほど担当課長のほうからもお話がありましたけれども、その進捗について、それぞれの立場があって協議会が構成されておりますので、全てが全て、公表に伏せるというものではないと思うのですが、引き続き情報提供を適時お願いしたいというふうに思っています。

それで、最後ですけれども、以前年次スケジュールの予定も拝見をしているところでありますし、これは財政再生計画の抜本見直しに伴って新たな財政再生計画でも所定の予算の計上をされてきているという状況の中で、先ほどお話をさせていただいた基本構想、それから基本計画、これが次年度ということになりますといわゆるお尻の部分というのですかね。この供用開始の時期に与える影響というのが現段階でどのようにお考えかということをおよそつきようは確認をさせていただきたいと思っております。

(齋藤理事)

新しい市立診療所の供用開始時期でございますが、診療所の移転改築に向けましては今後、来年度基本構想、基本計画を策定したのち、基本設計、実施設計といった設計、また本体外構工事といった建設工事、こういったものを遅滞なく進めていかなければならないということも必要になります。その

中で、新たな課題は生じる可能性があるようなものは、市立診療所につきましては市民からの期待が大変大きいものでございますので、34年度の供用開始を目指して今後も取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【総務課】

1. 退職手当支給条例の一部改正について
2. 第48回衆議院議員総選挙並びに第24回最高裁判所裁判官国民審査の結果について

(大山委員長)

それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

ご苦労さまです。総務課からは2点報告がございます。

まず1点目、退職手当支給条例の一部改正についてでございます。資料見開いて別紙1をごらんください。

まず、今回の本市の職員の退職手当支給条例の一部改正に当たっての趣旨についてでございます。本市職員の退職金支給額の算定に当たりましては、給料の決定、運用ともに国家公務員と同様の措置を講じているところでございます。このたび、人事院勧告によりまして、一般職の職員の給与に関する勧告がなされたわけですが、政府といたしましてはこの給与の改正に当たって閣議決定をしております。と同時に、国家公務員の退職手当法等の一部を改正する法律案についても閣議決定をしているところでございまして、国に準じて、この閣議決定を踏まえ、本市の条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、条例改正の背景でございますが、国家公務員の退職給付、退職給付とはすなわち退職手当、退職時に支払われる退職手当及び退職後に給付される共済年金についてでございますが、常に官民比較に基づきおおむね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて、官民の均衡を確保しているという背景がございます。

このたび、人事院が行った官民比較調査の結果、公務が平均 78.1 万円民間を上回るということでございまして、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げることとなったものでございます。

次に、条例の改正内容でございますが、国家公務員は官民均衡を図るために法律上設けられた退職手当の算定に当たっての調整率を現行の「100 分の 87」から「100 分の 83.7」に引き下げるというものでございます。米印に書いてありますとおり、国家公務員の退職手当の額は、基本額に調整額を加えて算出しているものでございます。基本額には、退職日の俸給月額に勤続期間、退職理由別支給率等に乗じて、その上に立って調整率に乗じている。この調整率が今回改正となるものであります。

本市にあつては、退職手当支給条例附則の第 13 項にて、当該調整率を国家公務員同様「100 分の 87」で定めているものでございますが、今回国家公務員に準じて同様の措置を行い、「100 分の 83.7」に改めるという内容でございます。

条例の施工期日は平成 30 年 1 月 1 日ということで考えてございまして、このたびの第 4 回定例会市議会に提案する中身でございます。

1 点目は以上でございます。

次 2 点目ですが、これは選挙管理委員会から報告ということになります。

本年 10 月 10 日公示、10 月 22 日執行の第 48 回衆議院議員総選挙並びに第 24 回最高裁判所裁判官国民審査の選挙結果についてのご報告となります。資料の 1 ページをごらんください。

1 ページは、今回の投票結果に関する調べということになります。小選挙区を見ますと、選挙当日の有権者が 7,843 人。前回の総選挙が平成 26 年 8,682 人。対前回でいきますと 839 人有権者が減っているという状況ですが、一方で投票率は前回の 62.13 パーセントに比較し、今回は 67.40 パーセントということで、5.27 パーセント上がっております。

次に、2 ページ以降ですが、各投票区別の投票状況に関する調べとなっておりますので、ごらんいただければというふうに思います。

5 ページをお開きください。今回の投票開票結果について小選挙区、比例代表選挙、それと国民審査とそれぞれ 5 ページから 6 ページにわたって記載しているものでございますので、ご一読をいただければというふうに思います。

最後に 7 ページ以降ですが、無効投票の詳細について記したものでございますので、この部分に関しましてもご一読をいただければというふうに思います。

なお、18 歳、19 歳の投票結果に関する部分についても申し上げたいというふうに思います。今回の選挙におきまして、18 歳の有権者が総数で 45 名、う

ち投票した者が 28 名、投票率でいきますと 62.22 パーセント。19 歳でいきますと、当日の有権者が 43 名、投票した者が 14 名。投票率でいきますと 32.56 パーセントということになります。18 歳、19 歳合計でいきますと、投票率は 47.73 パーセントということでございます。あわせて報告したいと思います。

総務課からは以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(議長)

お疲れさまです。

ただいま報告のありました選挙結果ということなのですが、選挙管理委員会からのご報告ということでちょっと確認をとるか、質問をさせていただきたいと思います。

今回、選挙の執行をするという状況の中で、これはいろいろな市内の今の状況の中で人手不足があったり、働き手がない、雇用は募集しても人が来ないということがいろいろな場面でお聞きするところなのですが、まず今回について体制は当然組めたから選挙が行われたのだと思うのですが、まず今回について課題がどのようなものがあったかということ、それは今後の対応につながっていくと思いますのでその点と、それから投票所の関係ですが現段階で人口も若干減ってきているという状況ではありますが見直す予定というのがあるのかなのかということについてはいかがでしょうか。

(総務課長)

まず、ただいま議長のほうからご質問のございました選挙事務の遂行に当たっての人材確保の部分でございます。ご指摘のとおり、各種選挙管理委員会としての一番の悩みどころは、投票日以前の期日前投票所の開設とそれに伴うスタッフの確保が一番苦慮しているところでございます。今回の総選挙も、想定していなかった選挙でございまして、衆議院の解散から公示までの期間が極めて短かったということもございまして、通常選挙と同様に、本課よりその期日前投票所の 2 カ所の設置をしているわけでございますけれども、それらの投票立会人なり、スタッフの確保が極めて困難であったというところでございます。何とか市職員、OB 職員にお願いしながら、何とか期日前投票所を設置できたという状況でございまして、今後国政選挙はもとより、地方選挙となりますと全ての事務が市の選挙管理委員会において実行されなければならないという状況もございまして、この選挙管理委員会事務局の体制もさることながら、選挙事務の遂行に当たっての人材確保というの

が今後の課題として残っていくだろうというふうに思っています。

それと 2 点目ですけれども、ご指摘のとおり有権者数も 800 何人ということで減っているということでご報告申し上げましたが、選挙に当たってはまず何といたっても投票率をいかに上げていくかということが選挙管理委員会としての使命でございまして、投票率を下げないような取り組みがまず第 1 に考えるべきところだろうというふうに思っていますが、今後この有権者数がどういうふうに推移していくかということも踏まえながら、あるいはその各投票所における投票率と相互的に勘案しながら、今後の投票所のあり方について、あるいは投票時間のあり方についても、他市、他自治体の実施状況も十分に踏まえながら慎重に検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

ちょっと教えていただきたいのですけれども、退職手当支給条例の一部改正ということなのですけれども、国家公務員に準じてということなのですけれども、この改正内容は俸給月額ということなのです。掛ける勤続年数、期間ということで、夕張の場合は報酬が元に戻っているわけではない中で、やはりこれも、こういう改正の準じていかなければいけない、そういう法律になっているのですか。そういう法律というか、そういうふうにやってくるのですね、夕張としても。

(総務課長)

高間委員のご質問にお答えします。

要するに市職員の退職手当の算定に当たっては、独自の給与のカットがされている中で、どういう算定になっているのかというご質問だと思いますので。平成 22 年度に旧財政再建計画から財政再生計画に移行となったわけですが、その際の見直しとしまして退職手当の額の算定に当たっては削減後の給料月額で算定をするということで改めておりますので、本市において実施している職員給与の独自削減については、退職手当の算定に当たっては何ら影響がないというところでございます。

ただ、退職後の共済年金でいきますと、平均給与月額が退職後の年金支給額の基礎となりますので、この部分については給与の独自削減が退職後の年金には影響してくるのかなというところでございます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【財政課】

1. 財政再生計画 12 月変更について
2. 12 月補正予算について

(大山委員長)

それでは、次に、財政課より報告ですが、初めに財政課長から財政再生計画 12 月変更についてと、水道事業会計を除く 12 月補正予算についての報告を受けたのち、続いて土木水道課長から水道事業会計の 12 月補正予算について報告を受けてまいります。

(財政課長)

おはようございます。

それでは、報告事項の 1 点目、夕張市財政再生計画の 12 月変更についてご説明を申し上げます。資料 1 をお開きください。

計画変更の基本的な考え方として、今回の財政再生計画の変更は、平成 29 年度第 4 次変更以降に生じた新たな課題に対応するもの。必要となる財源については国、道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用するほか、一般財源は平成 28 年度決算からの繰越金により対応するため、再生計画期間の変更はございません。

なお、現時点において計画変更に向けて国、北海道と協議を行っていることから、今後内容に変更が生じる可能性がありますのでご留意願います。

それでは、歳出より説明いたします。

変更総額は 9 億 2,919 万 2,000 円でございます。

変更事項 1 点目、幸福の黄色いハンカチ基金積立。こちらは本市に寄せられた寄附金を幸福の黄色いハンカチ基金に積み立てる予算に不足が想定されるため所要の経費を追加するものであります。なお、歳入において、同額を寄附金として計画に追加しているものでございます。

2 点目、財政調整基金積立。平成 28 年度一般会計決算剰余金約 9 億 200 万円を繰越金として、歳入予算に追加しておりますが、このうち今回の補正予算において一般財源に要する分を除いた額を財政調整基金に積み立てるため、所要の経費を追加するものでございます。

3 点目、財産管理。昨年度、民間に当市観光施設の売却を行いましたが、このうちスキー場の徴取部分に一部国有地が含まれていることから、国有地につきましては一旦、市が国から借地したのち、スキー場の所有者にこの部分を転貸することで国と協議したため、当該国有地の借地料を計画に追加する

ものでございます。なお、同額がスキー場所有者から市に歳入されるものでございます。

4点目、幸福の黄色いハンカチ基金助成。特定団体への助成を希望する指定寄附があったことから、寄附者の意向に基づいた助成経費を追加するものでございます。対象となる団体は NPO 法人ゆうばりファンタでございます。財源は幸福の黄色いハンカチ基金繰入金を活用いたします。

5点目、総合行政システム及び住基ゲートウェイの改修。住民基本台帳法施行令の一部改正に基づき、本人からの届け出により旧姓を併記することが可能となるよう、本市総合行政システム及び住基システムにつながるサーバーである住基ゲートウェイにおいて改修が必要となったことから、改修のための経費を追加するものでございます。財源としては国庫支出金を歳入で追加いたします。

6点目、民生委員協議会交付金。本年10月に民生委員等関係負担金取扱要綱の一部改正があり、地区民協の活動推進費の単価改正があったことに伴い、当初予算に不足が生じる見込みとなったことから、ソフト内の経費を追加するものでございます。財源として、同額を道支出金で歳入に追加いたします。

7点目、介護保険事業会計繰出金。介護保険法施行令の一部改正及び個人番号法施行令の施行に伴う情報連携のための介護保険システム改修を、介護保険関係にて実施するための予算の補正が必要であることから、所要額を一般会計から介護保険事業会計に繰り出すための経費を追加するものでございます。財源としては、国庫支出金を歳入で追加いたします。

8点目、障害者福祉システム改修。障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う法の施行及び報酬の改定が平成30年度当初に予定されていることから、これに対応するためのシステム改修に要する経費を追加するものでございます。財源として、国庫支出金を歳入で追加いたします。

9点目、障害者自立支援システム改修。個人番号法施行令の施行に伴う情報連携のため、システム改修を行う必要が生じたことからこれに対応するため所要の経費を追加するものでございます。財源として、国庫支出金を歳入に追加いたします。

10点目、児童手当給付費。これまで、児童手当給付の対象者数は年度の中でも転出等により減少する傾向にございましたが、今年度は当初予算において見込んだ児童数による費用を上回る執行が見込まれていることから、所要の経費を追加するものでございます。財源として、国庫支出金及び道支出金を追加いたします。

11点目、熊駆除推進員報酬。9月末の時点で、前年度比1.8倍になるほど今年度は市内での熊の出没件数が例年になく増加したことから、熊駆除推進

員の巡回出動回数もふえ、推進員報酬の予算に不足を来たすことから所要の経費を追加するものでございます。

12 点目、共同浴場修繕。市内共同浴場における、まず清陵浴場においては循環ポンプ、熱交換器、ろ過装置。宮前浴場において給湯循環装置に不具合が生じたことから、これを修繕するための経費を追加するものでございます。

13 点目、診療所火災通報装置更新。消防法施行令の改正に伴い、市立診療所に設置された火災報知器を法に適合するよう、火災発生時に自動で消防に通報されるように設備更新を行う必要があることから、所要の経費を追加するものでございます。

14 点目、指定ごみ袋作成。年度当初に指定ごみ袋 10 リットル、20 リットル、40 リットルをそれぞれ作成いたしました。が、年度末までに 10 リットル及び 40 リットルのごみ袋の枚数に不足を来たす恐れがあることから、追加作成のための経費を追加するものでございます。

15 点目、合併浄化槽設置費補助事業。当初予算において、一定の浄化槽設置及びその補助申請を見込み予算計上しておりますが、今年度においては補助単価が高額な集合住宅が 3 棟建設されるなど、補助申請額が当初予算を上回る見込みであることから、不足となる額を追加するものでございます。

16 点目、農業排水河川水位管理委託。河川法により、道から委託を受けて河川の氾濫防止のため、樋門樋管の管理を行っておりますが、道の公共事業労務単価の改定があったことから、所要の経費を追加するものでございます。財源として、全額道支出金を歳入に追加いたします。

17 点目、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業。市内から算出される木質バイオマス、具体的には木材チップを公共施設の暖房、給湯用の熱源として活用することの可能性調査を環境省の関連団体からの 100 パーセント補助を活用して行うため、所要の経費を追加するものでございます。財源としては、ただいま述べた補助金を全額特財として追加いたします。

18 点目、道営住宅管理。道から委託を受けて管理を行っている道営住宅について、灯油集中検針盤更新工事等、委託協定に定めのない修繕が発生したため、道との協議の上、協定変更の上で業務実施することとなったことから、当該事業に要する経費を追加するものでございます。財源として、全額道支出金を追加いたします。

19 点目、過年度過誤納還付金。国庫支出金のうち、子ども子育て支援交付金につきまして、昨年度受領した交付額の精算を行ったところ、実績額が交付額を下回ったことから、過払いを受けた分を国に返還するための経費を追加するものでございます。

20 点目、過年度高額療養費返戻金。重度心身障害者医療給付制度に基づき、

夕張市が北海道後期高齢者医療広域連合より代理受領している高額療養費につきまして、昨年度医療の給付を受けた受給者のうちで、労災認定を受けた方がいたことから、その方から市が給付した医療費の返納を受けた上で、代理受領した分の高額療養費を広域連合に返還する必要があることから所要の経費を追加するものでございます。

次に、歳入であります。歳出の計画変更に伴い、その財源としてこれまで説明を行ったとおりの計画変更を行うものです。また、資料1の2に関しましては、再生計画に変更における歳入歳出年次総合計画の今回の変更分をお示ししております。29年度分はただいま説明をした変更内容、28年度につきましては最終決算の数値を反映したものになってございます。

続きまして、平成29年度12月補正予算につきまして、資料の2をお開きください。

資料の2、1ページ目。こちらは、ただいま説明いたしました財政再生計画の変更に基づく一般会計の款別の補正額について記載したものでございます。予算の補正額は9億2,919万2,000円。財源は国、道支出金が857万円。その他は、寄附金が400万円。繰入金が435万2,000円。諸収入が1,008万4,000円となっております。また、一般財源は繰越金で対応いたします。

なお、一般財源のうち、財政調整基金積立に要する分を除いた額の一般財源は1,204万7,000円となっております。

2ページ目、一般会計事項別明細の補正にかかわる説明に関しましては、資料1の財政再生計画の変更の内容と同様でございますので、説明が重複するため割愛いたします。

なお、各事業の財源は、資料に記載のとおりでありますことから、参照願います。

なお、再生計画の変更にかかわらない部分のため、この資料には記載をしておりませんが、本年4月及び10月の人事異動により配置が変わったことから、当初予算に計上された人件費を款項目の例えば款の間、項の間で組み替える補正を今回あわせて行います。人件費につきましては、トータルで数値の増減がないことから、再生計画の変更がないということを重ねて申し上げます。

続きまして5ページ目、国民健康保険事業会計の補正でございます。

こちらは、平成30年度からの国保広域化に対応して、クラウド化となった国保システムの導入に要する経費を補正するものでございます。財源は国及び道の特別調整交付金となっております。

次に、介護保険事業会計の補正に関しましては6ページをごらんください。

介護保険の制度改正及び個人番号法の運用にかかわるシステム改修、さら

に国庫負担金の過年度過誤納還付金の補正を行うものでございます。財源は、国庫補助金及び一般財源は一般会計繰入金と介護保険準備基金繰入金で対応いたします。

以上、一般会計、国保会計、介護会計にかかわる補正予算の内容を説明いたしました。

水道事業会計の補正につきましては土木水道課長より説明申し上げます。
(土木水道課長)

続きまして、水道事業会計補正予算について、補正予算調書によりご説明申し上げます。

補正予算調書 1 ページになりますが、収益的支出の営業費用の減額補正であります。減額補正額は 152 万円であり、主な内容でありますけれども、配水及び給水費において、配水本管の緊急漏水修理、各地区の配水管漏水修理の増額、さらには各施設に設置のポンプ関係の緊急修繕から 700 万 8,000 円の追加補正をするものでございます。また、総務費においては本年 10 月 1 日の機構改正により、当初予算計上していた 1 名分の人件費が不用になったことから、この分 852 万 8,000 円の減額補正をしようとするものでございます。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の計上利益は、税込みで 152 万円の増益となるものであります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、会議についてですが、昼食休憩に入ることも考えられますが会議を継続して行ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、これより報告に対する質疑を水道事業会計を含め一括して受けてまいります。

(本田委員)

資料 1 の 1、再生計画の変更の項目別の件で、10 番目の児童手当給付費のところ、先ほどご説明の中で、例年予算よりも、予定よりも減っていくことが多かったということだったのですが、今回出生や転入により当初予算を上回ったということなのですが、具体的な人数について教えてください。

(教育課長)

本田議員のご質問にお答えいたします。

当初見込んでいたのが年間での延べ児童数が 4,763 人。決算見込みが 4,932 人。増減としまして 169 人の延べの児童数という形になっています。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

私も同じ資料 1 の 1、再生計画変更の 11 番の熊駆除の推進員の報酬、これらについては若干ちょっと説明が、聞いた中でちょっとわからない部分もあったので、確認のためにお願いしたいと思っておりますけれども、当然、ことしは私も熊の出没というのは多くは感じておりましたけれども、実際熊駆除の推進員、大変ご努力されておられると思っておりますので敬意を申し上げますが、当然昨年との比較も含めて、これらが本当に顕著にそういう例が現れていて、このような数字になっているのかどうか。またその現状意識が、熊が出没されるというので、昨年とだいぶ違ってきたり等、その辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

(市民課長)

小林委員のご質問にお答えします。

熊の出没状況でございますが、平成 28 年度は 23 件だったのに対して、29 年度については 35 件出没を確認しております。その中で、駆除員の出動ではございますが、平成 28 年度は 116 回に対して、29 年度は現在のところ 241 回と倍増の様相を呈しています。特に、今年度に限りましては、6 月、7 月の熊の出没が頻回しております。ただ、これについては、平成 26 年度からみると、今年度が特出する出没状況になっておりますので、その要因等については正確な分析はできてはいないのですけれども、ただ全道的に見て山の果実というのですか。どんぐりとか、そういうものが不作だったという状況の把握はしております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(議長)

同じところで関連しますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、巡回の回数が激増したということでございますけれども、この熊駆除推進員の関係ですね。昨今、冬場の出没というものもあるわけですが、今回当初予算を上回る見込みということなのですかけれども、これはきょう以降というか、冬の巡回というものも毎年されているのか、あるいはことしも実施する予定なのか、その辺りはいかがでしょう。

(市民課長)

お答えいたします。

冬巡回というか、これは体制をしっかりとって、出没した段階で出動を要

請するという形をとっておりますので、通年をとおしていつでも出動できる協力体制はいただいています。

(議長)

それでは、基本的に冬場、出沒するような様子がないというときは、巡回は行わない、目撃情報などがあった場合に、それを冬場であっても集めるという内容のものということでしょうか。

(市民課長)

ご質問のとおりでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(熊谷委員)

12番の共同浴場の修繕のところなのですけれども、今清陵の浴場と、それから宮前町の浴場、利用者数は今、どの程度いらっしゃるのか教えてください。

(大山委員長)

すぐ数字は出ますか。

あとで確認ということによろしいですか。

(市民課長)

入浴者というか、利用者の状況ではございますが、平成24年度に4浴場ございましたが、そのときは年間で1万471人利用されておりました。4浴場体制を平成27年度までとっていたしましたので、そのときはまだ人口の減少もありましたが9,362人です。昨年度につきましては、3浴場、宮前と真谷地、清陵この3浴場を合計しまして9,025人ということでございます。

浴場についてはその地域の特性もありまして、それぞれ利用数が違いますが、清陵町の浴場につきましては平均90人、真谷地については33人、宮前については34人ということでございます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

同じく計画変更の14番、指定ごみ袋作成ということですが、年度末までには10リットル、40リットルが不足ごみということで説明いただきました。

それで、この不足というのは今年度、少なく作成して不足なのか、ごみの量が多くなって不足なのか、この辺わかれば教えてください。

(市民課長)

このごみ袋については、毎年度在庫数ですね。それを把握しながら作成しているところでございました。今回については、その作成が実際の数よりも見込みとしては少なく見積もってしまったということが一つの要因でございます。

ただ、ごみに関してはどのように出るかというのは非常に把握することが難しいという側面もありますが、ただ人口動態から見て、非常に人口の減少が激しいと。激しいことをもって、ごみ量が少なくなるのかというと、決してそうではなくて、やはり転居等に伴うごみの排出量もふえていることから、今回も総体的に見て少ないというふうに判断しております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

1の1の18番ですね、道営住宅管理のところ、先ほどの説明でよく聞き取れなかったところがあったのですが、道との協定に定めていない修繕の内容というのは何でしょうか。

(建設課長)

この道営住宅なのですけれども、宮前光団地でございますが灯油メーターに不具合が生まれて、メーターの部品がもう生産されていないことからその取り換えが一つ。それと、非常用照明なのですけれども、こちらの蓄電池の交換が交換時期にきているのですが、当初北海道が見込んでいた数と、現地の数に齟齬がありまして、現地で確認したところ数がふえたということで追加ということになっています。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(千葉委員)

委員長、要望なのですけれどもよろしいですか。

法律改正等が結構あるのですけれども、8番みたく平成30年4月施行の法律改正と年度が入っているのですけれども、その他の部分については法律がいつ改正されたか等について載っていないものですから、もし次回から提出いただくのであれば法律改正がいつ行われたか等について要望したいと思うのですけれどもよろしいでしょうか。

(財政課長)

今、千葉委員から要望のあった件につきまして、わかりやすいような資料の作成に努めたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

財政再生計画の変更予定事項資料1の1の12番です。先ほどありましたが、共同浴場の修繕の関係で、いわゆる計画変更補正予算の議決が終わったあと、工事発注ということになると思うのですが、この工事の実施時期、それから見込まれる工期、これがわかっていたらお願いしたいと思います。

(市民課長)

今回、補正で挙げさせていただきます修理の内容につきましては、清陵浴場の循環ポンプ及び熱交換器、そしてろ過機漏水ポンプの修理と、あと宮前町の浴場の循環装置の修理となっております。これらについては、現状で使用不可という状態ではなくて、故障が頻繁して、もしくは代替の機能でできているという状況もあるものですから、本議案が可決された後、早急に対応していこうと考えているところでございます。

(議長)

今の段階では、工事実施時期は未定と、それからその工期についても1日で終了するののかどのくらいかかるのかというのは、発注をしてみなければわからないということではよろしいでしょうか。

(市民課長)

今、議長がおっしゃられたとおりでございます。

(議長)

私の最後ですが、次のページに行きまして13番ですね。先ほど千葉委員のほうからお話がありましたが消防法施行令の改正ということで、市立診療所の火災報知器の関係でございます。

これは間違いでなければですが、私もちょっと調べてみたのですが、この施行令の改正が平成28年の4月1日施行ということだったので、計画変更が今回行われるということの時間的な経過といいたいまいしょうか、理由についてどのようなことがありましたでしょうか。

(保健福祉課長)

ただいまご指摘のとおり、消防法施行令の改正というものがございましたが、火災報知器は平成30年3月までに一度、火災報知設備と連動して、自動的に消防署に通報することが義務付けられたところですが、指定管理の開始時点においてきちんと整備した状態で引き渡していなかったもので、全額市が負担するものであります。

消防法施行令の改正というものがあつたのですが、その後、改正はさかの

ぼる話なのですけれども、指定管理の協定書の中でこの費用負担のあり方と
いうのを協議することになっていまして。

(総務課長)

済みません。答弁調整に入ります。

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(保健福祉課長)

この施行令の改正によって、平成30年3月までにこの仕組みを導入しなければ
ならないということなのですが、当初の予算に計上していなかったわけな
のですけれども、そうしたことをその指定管理の事前協議ということで指定
管理者との協議に時間を要したことから、今回12月補正にその結果が出たの
で盛り込むところでございます。

(財政課長)

最後の保健福祉課長の答弁を補足させてください。

今回の消防法施行令の改正によって、当該この火災報知器を自動火災報知
設備に取り替える、用意する期限というのが、平成30年3月末ということで法
に決められておりました。こちらのほう、本来であれば当初予算のほうに計
上するべきものでありましたが、計上漏れがございましたので今回補正によ
り対応するものでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委
員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟